

企業の子カラム
地域の子カラムに



企業版ふるさと納税で 人を大切に、 世界に誇れる佐賀づくり



制度改正により、
実質的な企業負担は
これまでの約4割から
約1割まで圧縮!!

佐賀県の様々な施策に
対しての寄附を
受け付けています

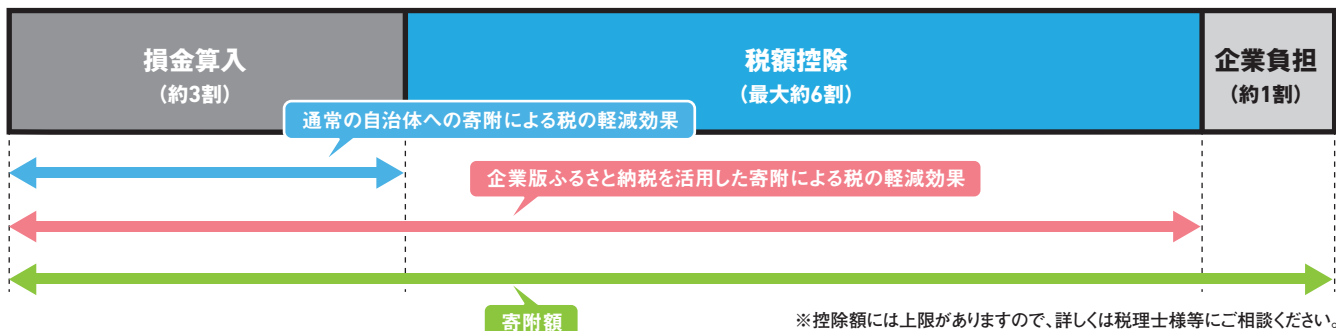
寄附額の下限は
10万円と、
利用しやすい制度です



▶ 地方公共団体への寄附に係る企業負担が、より軽減されます

従来から地方公共団体への寄附は、寄附額の全額損金算入により、寄附額に対して約3割の税の軽減効果がありました。企業版ふるさと納税を活用した寄附の場合、加えて寄附額の約6割(最大)が税額控除されます。

実質的な企業負担は約1割まで圧縮!!



▶ 寄附メニュー

佐賀県が取り組む様々な施策に対しての寄附を受け付けています。詳しくは県税政課までお問い合わせ下さい。

6本の政策の柱

① **安全・安心のくらしさが**
(施策分野) 防災・減災・県土保全、
くらしの安全・安心

② **楽しい子育て・
あふれる人財さが**
(施策分野) 子育て、教育、生涯学習

③ **人・社会・自然が
結び合う生活さが**
(施策分野) 福祉、健康、医療、環境、人権・共生

④ **豊かさ好循環の産業さが**
(施策分野) 雇用・労働、農業、林業、水産業、
企業立地・商工業、エネルギー、流通、情報発信

⑤ **文化・スポーツ・観光の
交流拠点さが**
(施策分野) 文化、スポーツ、観光

⑥ **自発の地域づくりさが**
(施策分野) 地域づくり、交通、県民協働、国際化

▶ 手続きの流れ

① 寄附の申し出

佐賀県の地方創生プロジェクトを応援していただける場合には、「寄附申出書」に必要事項をご記入いただき、県に提出していただきます。

② 寄附申出企業の県HP等でのPR

寄附の申し出をいただいた企業の皆様については、申出書受理後に県のHP等でご紹介をさせていただきます。

③ 納入通知書の送付・寄附の払い込み

佐賀県から納入通知書を送付させていただきますので、寄附金の払い込みをお願いいたします。(事業の進捗も関係しますので、詳細な時期については改めて連絡させていただきます)

④ 寄附受領証の送付

寄附の払い込みの確認以降、寄附受領証を送付いたしますので、法人関係税の申告手続きの際にご利用ください。

▶ 留意事項

●1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。

●寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

例: × 寄附の見返りとして補助金を交付すること。

× 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。

× 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。

× このほか、経済的な利益を供与すること。

× 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。

●本社が佐賀県内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。

お問い合わせ先

佐賀県 総務部税政課 税務政策担当
TEL:0952-25-7021 FAX:0952-25-7294
E-mail: zeisei@pref.saga.lg.jp

佐賀県 企業版ふるさと納税

検索